

款 項 事業名 総 額 千円 年 度 年割額 千円
1 何々 1 何々

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができ得る事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項 期 間 限 度 額 千円

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 限 度 額 千円 起債の方法 利 率 % 償還の方法

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、何千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができ得る場合は、次のとおりと定める。

(1) 何々

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その(これらの)経費の金額を、(これらの)経費のうち他の経費の金額に、若しくはそれ(これら)以外の経費の金額に流用し、又はそれ(これら)以外の経費をその(これらの)経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費

(2) 交際費

(3) 何々

(他会計からの補助金)

第11条 何々のため何会計からこの会計へ補助を受ける金額は、何千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 繰越(又は当年度)利益剰余金のうち何千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 何々

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、何千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第14条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種 類 名 称 数 量 数 量 処分の態様
1 取得する資産 種 類 名 称 数 量 処分の態様
2 処分する資産

別表第五号(第十二条関係)

予 算 様 式

平成何年度(地方公共団体名)何事業会計予算

(総 則)

第1条 平成何年度何事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定)

第2条 業務の予定額は、次のとおりとする。

(1) 何々

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 事業収益

第1項 営業収益

第2項 営業外収益

第3項 特別利益

支 出

第1款 事業費

第1項 営業費用

第2項 営業外費用

第3項 特別損失

第4項 予備費

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額何千円は当年度分損益勘定留保資金何千円、繰越(又は当年度)利益剰余金処分額何千円及び何々何千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入

第1項 企業債

第2項 出資金

第3項 他会計からの長期借入金

第4項 固定資産売却代金

第5項 何々

支 出

第1款 資本的支出

第1項 建設改良費

第2項 企業債償還金

第3項 他会計からの長期借入金償還金

第4項 何々

(継続費)

第5条 継続費の繰額及び年割額は、次のとおりと定める。

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1 事業費	1 営業費用	1 何々			
		2 何々			
	2 営業外費用	1 何々			
		2 何々			
	3 特別損失	1 何々			
		2 何々			
	4 予備費	1 予備費			

資本的収入及び支出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1 資本的収入	1 企業債	1 何々			
		2 何々			
	2 出資金	1 何々			
		2 何々			
	3 他会計からの長期借入金	1 何々			
		2 何々			
	4 固定資産売却代金	1 何々			
		2 何々			
	5 何々	1 何々			
		2 何々			

平成何年何月何日：提出

〔何都（道府県）知事〕〔何都（道府県）何市（町村）長〕
氏 名

- (注) 1 業務の予定量については、水道事業又は工業用水道事業にあつては給水戸数又は給水事業所数、年間総給水量、一日平均給水量等を、軌道事業、自動車運送事業又は鉄道事業にあつては車両数、年間走行キロメートル、年間総輸送人員、一日平均輸送人員等を、ガス事業にあつては供給戸数、年間供給量、一日平均供給量等を、電気事業にあつては年間販売電力量等を、病院事業にあつては病床数、年間入院患者数及び外来患者数、一日平均入院患者数及び外来患者数を記載するほか、主要な建設改良事業の概要を記載すること。
- 2 二以上の事業を通じて一の特別会計により経理する場合においては、上記様式に準じて調製すること。
- 3 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じて調製すること。
- 4 債務負担行為については、年度ごとに当該年度の限度額を記載すること。ただし、その性質上年度ごとの限度額の明らかでないものは、その総額を記載することができること。なお、限度額の金額の表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。
- 5 企業債については「起債の目的」は当該企業債資金によつて執行する事業の名称を、「利率」は年利により記載すること。なお、利率見直し方式による借入れを行う場合においては、「利率」は文言で記載することができること。
- 6 重要な資産の取得及び処分については、「種類」は土地、建物等の別を、「名称」は不動産にあつてはその名称のほか所在地を「処分の態様」は売却、譲与、交換等の別を記載すること。

別表第六号（第十二条関係）

実施計画様式

平成何年度（地方公共団体名）何事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

款	項	目	予定額(千円)	備	考
1 事業収益	1 営業収益	1 何々			
		2 何々			
	2 営業外収益	1 何々			
		2 何々			
	3 特別利益	1 何々			
		2 何々			

別表第八号の二 (第十二条関係)

給与費明細書様式 給与費明細書

1 総括

区分	職別数 (人)	給与				法定 福利費 (千円)	合計 (千円)
		基本給 (千円)	手当 (千円)	賞与 (千円)	退職金 (千円)		
損益勘定外職員	()						
資本勘定外職員	()						
合計	()						
損益勘定外職員	()						
資本勘定外職員	()						
合計	()						
損益勘定外職員	()						
資本勘定外職員	()						
合計	()						
手当の内訳		何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)	何手当 (千円)
本年度							
前年度							
比較							

(注) 1 報酬、給料又は賃金をもつて支給される職員で予備の報酬の基礎となつたものについて記載すること。ただし、「職員給」の「一般職」欄は、報酬又は賃金をもつて支給される職員を除くこと。
2 () 内には、臨時労働者職員 (地方公務員法 (昭和25年法律第261号) 第28条の5第1項に規定する臨時労働者の職を占める職員をいう。以下同じ。) について外書きすること。

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料		給与改定に伴う増減分 昇給に伴う増加分 その他の増減分		
手当		制度改正に伴う増減分 その他の増減分		

(注) 1 一般職の職員の給与 (報酬又は賃金をもつて支給される職員に係る給与を除く。) について記載すること。
2 「説明」欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給与

区分	分	職別 (何々職)	額 (何々職)
年月	日現在	平均給料月額(円)	
		平均給手月額(円)	
		平均年齢(歳)	
		平均給料月額(円)	
		平均給手月額(円)	
		平均年齢(歳)	

(注) 現金に關係のある科目別によること。

支出

款	項	目	予定額(千円)	備考
1 資本的支出	1 建設改良費	1 何々		
	2 企業債償還金	2 何々		
	3 他会計からの長期借入金償還金	1 何々		
		2 何々		
	4 何々	1 何々		
		2 何々		

別表第七号

削除

別表第八号 (第十二条関係)

資金計画様式

平成何年度 (地方公共団体名) 何事業会計資金計画

区分	分	前年度決算見込額	当年度予定額	増減
受入資金		千円	千円	千円
支払資金				
差引				

(6) 期末手当・勤労手当

区分	支給率		支給率計 (月分)	報酬上の役職、職務の 級等による加算措置	備考
	6月(月分)	12月(月分)			
本年度	()	()	()		
前年度	()	()	()		
一般会計の制度 (支給率等)	()	()	()		

(7) 定年退職及び勤労退職に係る退職手当

区分	20年勤続の 者(月分)	25年勤続の 者(月分)	35年勤続の 者(月分)	最高限度 (月分)	その他の 加算措置等	備考
支給率等						
一般会計の制度 (支給率等)						

(8) その他の手当

区分	分	一般会計の制度との異同	差異の内容
扶養手当	当		
地域手当	当		
住居手当	当		
通勤手当	当		

- (注) 1 一般職の職員の給与(報酬又は賃金)をもつて支給される職員に係る給与を、それぞれ作成すること。
- 2 「(1)職員1人当たり給与」と及び「(3)特別職員給与」は、予備退職時及びその1年間の数値により、
- 「(5)特殊勤務手当」の支給対象職員の数値は、予備退職時の数値により、それぞれ作成すること。
- 3 「(1)職員1人当たり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
- 4 「(1)職員1人当たり給与」の「平均給与月額」は、期末手当、勤労手当、退職手当及び寒地手当を除いて算定すること。
- 5 「(2)初任給」、「(6)期末手当・勤労手当」及び「(7)定年退職及び勤労退職に係る退職手当」の「一般会計の制度」又は「(8)その他の手当」の「一般会計の制度との異同」は、一部事務組合又は広域連合経営に係る事業にあつてはそれぞれ「主たる構成団体の一般会計の制度」又は「主たる構成団体の一般会計の制度との異同」とし、財務規定等のみを適用している事業は「(一部事務組合又は広域連合経営に係るものを除く)にあつてはそれぞれ「国の制度」又は「国の制度との異同」とすること。
- 6 「(2)初任給」の「一般会計の制度」欄の「何々職」の区分は、当該事業会計において職員に適用される給与表に対応する一般会計の職員の給与表の区分によること。ただし、一般会計の職員の給与表において対応するものがなく、国の制度において対応する率給表がある場合には、当該率給表が適用される国家公務員について記載することとし、その旨を記載すること。
- 7 「(3)特別職員給与」の()内には、短時間勤務職員について外書きすること。
- 8 「(3)特別職員給与」の「(3)特別職員の標準的な職務内容」は、原則として、当該事業会計における最も代表的な職種の職員に適用される給与表に係る職種について作成すること。
- 9 「(4)昇給」の「職員数」欄には、短時間勤務職員以外の職員数を記載すること。
- 10 「(6)期末手当・勤労手当」は、管理又は監督の地位にある職員以外の職員について作成するものとし、「支給率計」欄及び「支給率計」欄には当該職員の標準的な支給率を、これらの欄の()内には再任用職員の標準的な支給率をそれぞれ記載すること。

(2) 初任給

区分	何々職(円)	何々職(円)	一般会計の制度 何々職(円)
高校卒			
大学卒			

(3) 級別職員数

区分	何々職		何々職	何々職	何々職
	級別	職員数(人)	構成比(%)	級別	構成比(%)
年月日現在	何々級	()	()	何々級	()
	何々級	()	()	何々級	()
	計	()	()	計	()
年月日現在	何々級	()	()	何々級	()
	何々級	()	()	何々級	()
	計	()	()	計	()

(級別の標準的な職務内容)

区分	何々職	何々職	何々職
何々職			

(4) 昇給

区分	分		合	何々職	何々職	何々職
	職員数(人)	昇給に係る職員数(人)				
本年度	2号給(人)	()	()			
	4号給(人)	()	()			
	5号給(人)	()	()			
	8号給(人)	()	()			
	何々号給(人)	()	()			
前年度	比率(%)	()	()			
	職員数(人)	()	()			
	昇給に係る職員数(人)	()	()			
	2号給(人)	()	()			
	4号給(人)	()	()			
本年度	2号給(人)	()	()			
	4号給(人)	()	()			
	5号給(人)	()	()			
	8号給(人)	()	()			
	何々号給(人)	()	()			
前年度	比率(%)	()	()			
	職員数(人)	()	()			
	昇給に係る職員数(人)	()	()			
	2号給(人)	()	()			
	4号給(人)	()	()			

(5) 特殊勤務手当

区分	分	全職種	職種	職種
給付率額に対する比率(%)	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
支給対象職員の比率(%)	()	()	()	()
	()	()	()	()
平均支給月額(円)	()	()	()	()
	()	()	()	()

別表第八号の四（第十二条関係）

債務負担行為に関する調査様式

債務負担行為に関する調査

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生（見込）額		当該年度以降の支払義務発生予定額		左の財源内訳	
		期間	金額	期間	金額	何々	何々
	千円		千円		千円	千円	千円

- (注) 1 限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。
2 財源内訳欄には、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。

別表第八号の五（第十二条関係）

継続費繰越計算書様式

平成何年度（地方公共団体名）何事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	何年度継続費予算現額		支払義務発生（見込）額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳		翌年度繰越額に係る繰越を要する財産の限度額
				前年度繰越額	本年度繰越額				何々	何々	
1 何々	1 何々		円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 法第28条第1項又は第2項の規定により継続費に係る支出予算の金額を繰り越したもののについて必要がある場合には、「繰越額」とあるのは「繰越額」と読み替えるものとする。
2 翌年度繰越額に係る財源内訳欄には、継続費の翌年度繰越額に充てらるべき翌年度における財源（当該年度における継続費の財源のうち翌年度に収入するものを含む。）の予定を記載すること。なお、財源については、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。

別表第八号の三（第十二条関係）
継続費に関する調査様式

継続費に関する調査

款	項	事業名	全 体 計 画				前年度末の支払義務発生額	前年度末の支払義務発生額（見込）	当該年度支払予定額	当該年度末の支払義務発生額	翌年度末の支払義務発生額	繰越額に対する率
			年度	年割額	左 の 財 源 訳							
					何々	何々						
1 何々	1 何々			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
			計									

(注) 財源内訳欄には、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。

損益計算書様式

(2) 資本的收入及び支出
収 入

[illegible][illegible]

(注) 1 収入の決算額のうち、翌年度繰越額の財源に充当する金額がある場合には、これを収入の表の備考欄に記載すること。
2 通常の減価償却額をこえて減価償却を行なったときは、そのこえた金額を支出の表の備考欄に記載すること。

係屬第二條(即二十條)別表

永樂輿地志卷四

利益剰余金の部

減價立金	殘末	高	××
1 前年	度	額	××
2 前年	度	額	××
3 當年	度	額	××
4 當年	度	高	××

地方公営企業法施行規則

1	前年度	高残	×××
2	前年度	分入	×××
3	前年度	生分	×××
4	前年度	分入	×××
5	前年度	高残	×××
Ⅲ 寄附金			
1	前年度	高残	×××
2	前年度	分入	×××
3	前年度	生分	×××
4	前年度	分入	×××
5	前年度	高残	×××
Ⅳ 何			
1	前年度	高残	×××
2	前年度	分入	×××
3	前年度	生分	×××
4	前年度	分入	×××
5	前年度	高残	×××
Ⅴ 翌年度繰越資本剰余金			
1	前年度	高残	×××
2	前年度	分入	×××
3	前年度	生分	×××
4	前年度	分入	×××
5	前年度	高残	×××

別表第十三号 (第十二条関係)

剰余金処分計算書様式	
平成何年度 (地方公共団体名) 何事業剰余金処分計算書	
1	当年度未処分利益剰余金
2	利益剰余金処分額
(1)	減債積立金
(2)	利益積立金
(3)	何
3	翌年度繰越利益剰余金
(備考) 欠損金処理計算書は、この様式に準じて作成すること。	

別表第十四号 (第十二条関係)

貸借対照表様式	
平成何年度 (地方公共団体名) 何事業貸借対照表	
(平成 年 月 日)	
1	固定資産
(1)	有形固定資産
イ	何

地方公営企業法施行規則

Ⅱ 利益積立金			
1	前年度	高残	××
2	前年度	分入	××
3	前年度	生分	××
4	前年度	分入	××
Ⅲ 何			
1	前年度	高残	××
2	前年度	分入	××
3	前年度	生分	××
4	前年度	分入	××
5	前年度	高残	××
Ⅳ 未処分利益剰余金			
(1) 前年度未処分利益剰余金			
(2) 前年度利益剰余金処分額			
1	減債積立金	××	
2	利益積立金	××	
3	何	××	
繰越利益剰余金年度末残高			
Ⅴ 欠損金			
(1) 前年度未処分欠損金			
(2) 前年度欠損金処理額			
1	利益積立金繰入額	××	
2	利益積立金以外の		
3	利益剰余金繰入額		
何	々	××	
3	資本剰余金繰入額	××	
繰越欠損金年度末残高			
(3) 当年度純利益 (又は当年度純損失)			
当年度未処分利益剰余金 (又は当年度未処分欠損金)			
資本剰余金の部			
Ⅰ 再評価積立金			
1	前年度	高残	××
2	前年度	分入	××
3	前年度	生分	××
4	前年度	分入	××
5	前年度	高残	××
Ⅱ 受贈財産再評価額			

5 固定負債合計

- 1 流動負債
 (1) 一時借入金
 (2) 未払費用
 (3) 未払費用
 (4) 前受金
 (5) その他流動負債
 流動負債合計

資本の部

- 6 資本
 (1) 自己資本
 (2) 借入資本
 イ 企業
 ロ 他会計借入金
 借入資本合計
 資本合計

- 7 剰余金
 (1) 資本剰余金
 イ 何々
 ロ 何々
 資本剰余金合計

- (2) 利益剰余金
 イ 減債積立金
 ロ 利益積立金
 ハ 何々
 ニ 当年度未処分利益剰余金
 利益剰余金合計
 剰余金合計
 資本負債合計

別表第十五号(第十二条関係)

事業報告書様式
 平成何年度(地方公共団体名)何事業報告書

1 概況

(1) 総括事項

減価償却累計額	何々	××××	××××
減価償却累計額	何々	××××	××××
有形固定資産合計		××××	××××
(2) 無形固定資産			××××
イ 何々	××××	××××	××××
ロ 何々	××××	××××	××××
無形固定資産合計		××××	××××
(3) 投資			××××
イ 何々	××××	××××	××××
ロ 何々	××××	××××	××××
投資合計		××××	××××
固定資産合計		××××	××××
2 流動資産			××××
(1) 現金預金	××××	××××	××××
(2) 未収金	××××	××××	××××
(3) 有価証券	××××	××××	××××
(4) 貯蔵品	××××	××××	××××
(5) 短期貸付金	××××	××××	××××
(6) 前払費用	××××	××××	××××
(7) 前払金	××××	××××	××××
(8) その他流動資産	××××	××××	××××
流動資産合計		××××	××××
3 繰延勘定			××××
(1) 企業債発行差金	××××	××××	××××
(2) 開発費	××××	××××	××××
(3) 退職給与金	××××	××××	××××
(4) 試験研究費	××××	××××	××××
(5) 災害損失	××××	××××	××××
(6) 控除対象外消費税額	××××	××××	××××
繰延勘定合計		××××	××××
資産合計		××××	××××
4 固定負債			××××
(1) 企業債	××××	××××	××××
(2) 他会計借入金	××××	××××	××××
(3) 引当金	××××	××××	××××
(4) その他固定負債	××××	××××	××××

別表第十七号（第十二条関係）

固定資産明細書様式

(1) 有形固定資産明細書

資産の種類	年度当初の現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	減価償却累計額		年度末償却未済高	備考
					当年度増加額	当年度減少額		
計								

(2) 無形固定資産明細書

資産の種類	年度当初の現在高	当年度増加額	当年度減少額	年度末現在高	備考
計					

(注) 1 貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。
2 種類別による資産の科目の総額が一万円に満たないものについては、「その他」として一括して記載することができること。
3 著しい増減については、その理由を備考欄に記載すること。
4 第7条第3項の規定により管理者が減価償却の方法を定めている場合は、その具体的内容を備考欄に記載すること。

別表第十八号（第十二条関係）

企業債明細書様式

企業債明細書

種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還高	発行価額	利率	償還最終期	備考
			当年度償還高	償還高累計					
計									

(注) 1 資本金である企業債と負債である企業債は、種類の欄で区分すること。
2 利率の欄には、年利により記載すること。なお、利率見直し方式による借入れを行った場合は、文言で記載することができること。
3 借入条件について著しい異動があつた場合は、その内容を備考欄に記載すること。

(2) 議会議決事項

(3) 行政官庁認可事項

(4) 職員に関する事項

(5) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項

2 工事

(1) 建設工事の概況

(2) 改良工事の概況

(3) 保存工事の概況

3 業務

(1) 業務量

(2) 事業収入に関する事項

(3) 事業費に関する事項

(4) その他主要な事項

4 会計

(1) 重要契約の要旨

(2) 企業債及び一時借入金の場合

(3) その他会計経理に関する重要事項

5 附帯事項

(1) 何事業の概況

6 その他

(1) 決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事実

(2) その他

別表第十六号（第十二条関係）

収益費用明細書様式

収益費用明細書

款	項	目	節	金額	備考
収益					
合計				円	
費用					
合計					

(注) 1 各部の款項目額は、勘定科目の区分によること。
2 令第17条第1項第8号に規定する議会の議決を経なければ流用できない費用については、備考欄にその予算額を掲記すること。
3 収益、費用は、それぞれ別紙とするも差しつかえないこと。

別表第十九号（第十二条関係）
試算表様式

（地方公共団体名）何事業試算表
平成 年 月 日

借	方		勘定科目	貸		方
	残高	合計		合計	合計	
		当月			累計	当月
円	円	円	何々々	円	円	
			何々々			
			合計			

別表第二十号（第十二条関係）

資金予算表

区	分	科目別	執行済額	翌月予定	翌々月予定
収	入				
支	出				
差	引				

（注）現金に關係のある科目別によること。